

令和2年度保険料の通知を7月中旬以降にお届けします

後期高齢者医療制度の保険料は、昨年中の所得金額と世帯(※)の状況を基に算定を行い、決定します。

被保険者(加入者)の皆さんに「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人ひとりにかかります。

なお、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっており、令和2年度に改定されました。

※「世帯」とは、令和2年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

令和2年度および令和3年度の保険料率は次のとおりです。(表1参照)

表1 保険料率などの増減

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

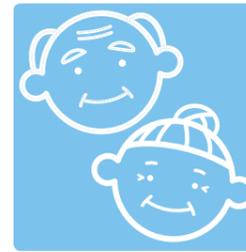
個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額などに応じて負担する「所得割額」との合計になります。(表2参照)

表2 保険料の算出方法(令和2年度分)

$$\text{保険料額} = \text{均等割額※} 55,687\text{円} + \text{所得割額} (\text{総所得金額など} - 33\text{万円}) \times 10.77\%$$

※ 均等割額は世帯の所得に応じて軽減措置があります。

▶ 問い合わせ先 住民課 後期高齢者医療係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線117)



後期高齢者医療に関するお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合および須恵町は、7月中旬以降、令和2年8月からの保険証や保険料の通知などの書類をお送りします。

7月末までに書類が届かない場合は、住民課にお問い合わせください。

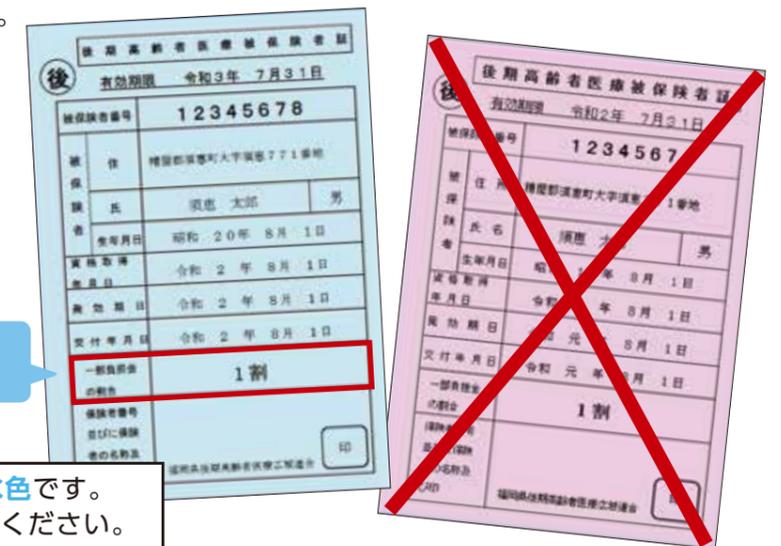
8月からの保険証は水色です

現在の被保険者証(紫色)は、令和2年7月31日までの有効期限です。8月1日から使用できる被保険者証(水色)を7月中旬以降にお送りします。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を住民課窓口でお受け取りいただくことがあります。

※ 8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証(水色)を医療機関の窓口で提示してください。

※ 7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、住民課にお問い合わせください。



自己負担割合を確認してください

令和2年8月からの保険証は水色です。期限が切れた保険証は破棄してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証は8月に更新です

限度額適用・標準負担額減額認定証をすでにお持ちで、令和2年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を、被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、住民課での申請手続きが必要です。

▶ 申請に必要なもの

被保険者証・マイナンバーカード(または顔写真付き公的身分証明書およびマイナンバー通知カード)・印鑑・その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。)

